

## 5 疾病予防対策の促進3（歯と口腔）

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、生活の質の向上や全身の健康の保持増進に欠かせないものであることから、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進を図る。

### （1）歯科口腔保健基本計画

#### 【計画策定の目的】

ライフステージに応じた歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、歯科口腔保健分野から市民の健康づくりを支援するために策定

#### 【計画期間】

平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康診査グループ

### （2）健康教育

#### ① 歯の健康講座（平成21年度開始 予算：107千円 国1/3 県1/3 市1/3）

#### 【事業の目的・内容】

市民が、虫歯や歯周病を予防し、健康長寿の延命を目指すため、健康を守るための食生活及び口腔ケアができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項	健康増進課保健センター

#### 《実績》

年度	実施回数	参加人数(延)
平成22年度	2回	130人
平成23年度	2回	160人
平成24年度	2回	63人
平成25年度	2回	71人
平成26年度	2回	61人

・平成23年度後期実施分は2日間1コース

#### ② 歯と口腔の健康づくり出前講座（平成26年度開始 予算：110千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

「歯と口腔の健康づくり」は、生きる根源である食生活を支えるものであり、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の向上に欠かせないものであることから、市民の歯と口腔の健康づくりに対する関心と理解を深めるため出前講座を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康診査グループ

#### 《実績》

年度	実施回数	参加人数
平成26年度	11回	360人

③ 歯と口の健康週間イベント（平成3年度開始 予算：696千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国の「歯と口の健康週間」に合わせ、口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・指導を行い、市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図ることを目的として、宇都宮市歯科医師会と共催で平成3年度から実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯の衛生週間実施要領（厚生労働省通知）	健康増進課保健センター

《実績》

（単位：人）

年度	入場者数 (6日間)	はっぴい チャレンジ ジ入場者 数	歯科 相談	サハ スター テスト	RD テスト	はっぴい チャレン ジ	歯磨き の実演 指導	口腔内 の細菌 調査	口臭 テスト	ペリオス クリーン
22	4,665	1,298	50	111	212	153	288	4	30	
23	4,591	1,509	58	8	247	195	291		45	
24	4,221	1,385	47	83	192	138	277		75	
25	4,517	1,512	40	93	185	147	293		52	
26	4,332	1,333	43	47	176	154	72		65	62

④ 高齢者よい歯の表彰式（平成8年度保健所開設時開始 予算：226千円 市単独）

【事業の目的・内容】

80歳以上で20本以上の自分の歯がある方を表彰し、高齢者の口腔衛生の普及及び向上を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康診査グループ

《実績》

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
表彰者数	111人	127人	177人	209人	233人

(3) 健康相談

① 歯科健康相談（平成4年度開始 健康増進課予算：130千円 国1/3, 県1/3, 市1/3）  
高齢福祉課予算：130千円

【事業の目的・内容】

歯科保健に対する関心と理解を深め自らの健康の保持を図るため、歯科医師による個別相談と歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
老人保健法（～19年度） 健康増進法 第17条第1項 介護保険法 第115条の44第1項	健康増進課保健センター

《実 績》

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
人数	16 人	22 人	29 人	27 人	24 人	21 人

(4) 訪問歯科診療推進事業（平成 26 年度開始 予算：430 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

訪問歯科診療の周知や，訪問歯科診療等の専門性を持つ歯科医師・歯科衛生士を養成するための講習会の実施など，訪問歯科診療が円滑に実施できるよう支援することにより，歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と，口腔状態の改善を図る。

根拠法令等	主管課・グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康増進課健康診査グループ

《実 績》

年度	講習会		訪問歯科診療の周知
	実施回数	参加人数	周知用リーフレット配付
平成26年度	3 回	285 人	5,000 部